令和7年度

一般財団法人 神戸市水道サービス公社 事業概要

水 道 局

目 次

						ページ
I	公	: 社設立	この趣	山口		1
Π	公	社	つ 概	要		1
	1.	名		称		1
	2.	所	在	地		1
	3.	設 立	年 月	日		1
	4.	出	捐	金		1
	5.	機		構		1
	6.	役 職	員	数		2
	7.	評議員	及び役	負		2
Ш	定	<u> </u>		款		3
IV	令	和6年度	事業報	告		8
	1.	事 業	報	告		8
	2.	事業別以	区支計?	算書		11
	3.	正味財産	増減計算	算書		12
	4.	貸借	対 照	表		13
	5.	財 産	目	録		14
	6.	収 入	明細	書		15
	7.	支 出	明細	書		15
	8.	財 務	状	況		16
V	令	和7年度	事業計	画		17
	1.	事 業	計	画		17
	2.	経営改善	の取組	み状	況	19
	3.	事業別順	又支予算	書		20
	4.	予定正味財	産増減計	算書		21
	5.	予定貸	借対照	表		22
	6.	予 定 収	入明細	書		23
	7.	予 定 支	出明和	書		23

I 公社設立の趣旨

神戸市内における水道の円滑な利用の促進と適正かつ合理的な維持管理を行うために必要な事業を行うとともに、その技術的能力を活用して国内外の水道事業を支援し、もって神戸市水道事業の合理的な運営と市民福祉の向上に寄与するため、一般財団法人神戸市水道サービス公社を設立した。

Ⅱ 公社の概要

1. 名 称 一般財団法人神戸市水道サービス公社

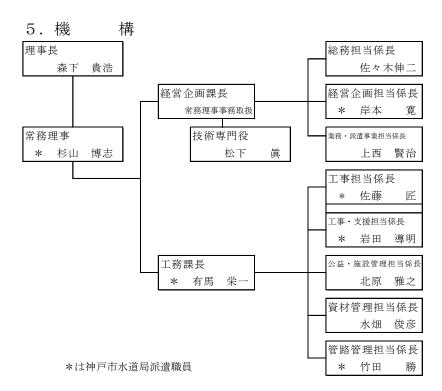
2. 所 在 地 神戸市須磨区大池町5丁目6番30号

3. 設立年月日

設立許可 昭和40年8月13日 設立登記 昭和40年8月26日 名称変更登記 昭和60年7月22日 名称変更登記 平成25年4月1日

4. 出 捐 金 110,000千円

出捐者	出捐年度	出捐理由	出捐額
神戸市	昭和40年度	設立のため	5,000千円
神戸市	昭和46年度	事業量増大に対処するため	5,000 千円
神戸市	平成21年度	経営基盤強化のため	100,000 千円



6. 役職員数(常勤)

令和7年7月1日現在(単位:人)

区分課	常勤役員	課長級	係長級	職員	嘱託	計
経営企画課	2(1)		4(1)	7	2	15(2)
工 務 課		1(1)	5(3)	16 (2)	1 5	37(6)
計	2(1)	1(1)	9 (4)	23 (2)	1 7	52(8)

^()内は神戸市水道局派遣職員数で内数

7. 評議員及び役員

(1) 評議員

氏 名	備考
柳川 隆	摂南大学 経済学部長
藤原 正廣	京町法律事務所 弁護士
西口 基之	神戸商工会議所 理事・総務部長
藤原 政幸	神戸市 水道局長

(2) 役 員

役職名 氏名		備考
理事長 森下 貴浩		
常務理事	杉山 博志	神戸市 水道局部長
理 事	永田 章彦	神戸市 水道局副局長
監 事	川上 和也	(株)みなと銀行 地域戦略部 部長
監 事	和氣 大輔	公認会計士

Ⅲ 定款

一般財団法人 神戸市水道サービス公社定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般財団法人神戸市水道サービス公社(英語名 Kobe Water Service Corporation)と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を兵庫県神戸市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、神戸市内における水道の円滑な利用の促進と適正かつ合理的な維持管理を行うために必要な事業を行うとともに、その技術的能力を活用して国内外の水道事業を支援し、もって神戸市水道事業の合理的な運営と市民福祉の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

- 第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
 - (1) 水道事業に関する調査研究
 - (2) 住宅団地の受水装置の適正管理啓発及び維持管理業務の受託
 - (3) 水道事業の事務、工事及び管理業務の受託
 - (4) 簡易水道の経営及び技術相談
 - (5) 国内外の水道事業の事業者への技術指導及び助言等
 - (6) 労働者派遣事業
 - (7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業 第3章 資産及び会計

(事業年度)

第5条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予定正味財産増減計算書等)

- 第6条 この法人の事業計画書、予定正味財産増減計算書及び予定貸借対照表については、 毎事業年度開始の日の前日までに、理事長(第20条に規定する理事長をいう。以下同じ。) が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。
- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

- 第7条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を 作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。
 - (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 正味財産増減計算書
 - (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款を主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の分配禁止)

第8条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第4章 評議員

(評議員の定数)

第9条 この法人に評議員3名以上7名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第10条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年 法律第48号。以下「一般法人法」という。)第179条から第195条の規定に従い、評議員会に おいて行う。

(評議員の任期)

- 第11条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議 員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第9条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任 した後も、新たに選任される者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。 (評議員に対する報酬等)
- 第12条 評議員に対して、各年度の総額が1,000,000円を超えない範囲で、評議員会において 別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。
- 2 評議員には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

第5章 評議員会

(構成)

第13条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

- 第14条 評議員会は、次の事項について決議する。
 - (1) 理事及び監事並びに評議員の選任及び解任
 - (2) 理事及び監事の報酬等の額
 - (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
 - (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
 - (5) 定款の変更
 - (6) 残余財産の処分
 - (7) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項 (開催)
- 第15条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合 に開催する。

(招集)

第16条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が 招集する。 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第17条 評議員会の議長は、評議員会において互選する。

(決議)

- 第18条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を 除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - (1) 監事の解任
 - (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
 - (3) 定款の変更
 - (4) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行 わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第20条に定める定数を上回る場合 には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を 選任することとする。
- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、一般法人法第194条第1項の要件を満たしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

- 第19条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 議長及び出席した評議員の中から選出された2名が、前項の議事録に記名押印する。 第6章 役員

(役員の設置)

- 第20条 この法人に、次の役員を置く。
 - (1) 理事 3名以上7名以内
 - (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち1名を理事長、1名を常務理事とする。
- 3 前項の理事長をもって一般法人法上の代表理事とし、常務理事をもって一般法人法第197 条において準用する一般法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

- 第21条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。
- 2 理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。 (理事の職務及び権限)
- 第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執 行する。
- 3 常務理事は、理事長を補佐し、理事会において別に定めるところにより、この法人の業 務を執行する。
- 4 理事長及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執 行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

- 第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時 評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 2 監事の任期は、選任後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

- 第25条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
 - (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
 - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。 (役員の報酬等)
- 第26条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(責任の一部免除)

第27条 この法人は、一般法人法第198条において準用する一般法人法第111条第1項の賠償責任について、理事又は監事(理事又は監事であった者を含む。)が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、特に必要と認めるときは一般法人法第198条において準用する一般法人法第113条に規定する最低責任限度額を控除して得た額を限度として、理事会の決議によって、免除することができる。

第7章 理事会

(構成)

第28条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

- 第29条 理事会は、次の職務を行う。
 - (1) この法人の業務執行の決定
 - (2) 理事の職務の執行の監督
 - (3) 理事長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

- 第30条 理事会は、理事長が招集する。
- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。 (議長)
- 第31条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長が欠けたとき又は理事長 に事故があるときは、他の理事がこれに当たる。

(決議)

第32条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が

出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第197条において準用する一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

- 第33条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したと きは、その事項を理事会へ報告することを要しない。
- 2 前項の規定は、第22条第4項の規定による報告については、適用しない。 (議事録)
- 第34条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

- 第35条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。
- 2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第10条についても適用する。 (解散)
- 第36条 この法人は、この法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第37条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第38条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号。以下「整備法」という。)第121条第1項において読み替えて準用する整備法第106条第1項に定める一般社団法人又は一般財団法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 整備法第121条第1項において読み替えて準用する整備法第106条第1項に定める特例民 法法人の解散の登記と一般社団法人又は一般財団法人の設立の登記を行ったときは、第5 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事 業年度の開始日とする。
- 3 この法人の設立の登記の日に就任する理事は、次に掲げる者とする。 神田勉、山本裕光、中川欣哉、水口和彦
- 4 この法人の最初の理事長は神田勉、常務理事は山本裕光とする。
- 5 この法人の設立の登記の日に就任する監事は、次に掲げる者とする。

附則

和氣大輔

この定款は、令和3年3月17日より施行する。 附 則

この定款は、令和7年3月26日より施行する。

Ⅳ 令和6年度事業報告

1. 事業報告

昭和60年の市民皆水道達成以降、主要事業であった水道メーター検針、未納整理、メーター取替業務の管理的業務については民間による受託体制が整ったため、順次、競争性が導入され民間事業者に移行した。一方で、施設更新の需要増加や技術者不足による広域連携の要請などの新たなニーズに対応するため、水道施設の設計・積算・工事監督等の技術的業務へと主要事業を転換し、さらに他都市等からの事業も受託するなど、自立的な経営の確立に努めた。

(1) 施設管理事業

- ① 水道施設用地の草刈・植栽の剪定業務の監理 水道施設用地の草刈及び樹木の剪定業務の工程調整及び工事監理を行った。
- ② 淡路送水管の維持管理業務 淡路広域水道企業団から明石海峡大橋添架管を含む送水施設の維持管理を受託 した。
- ③ 受水槽の適正管理等

受水槽の適正管理を推進するため、定期検査の重要性や直結給水化の利点を含めた啓発活動を行った。

また、適正な管理が円滑に実施されるよう検査機関として定期検査等を実施した。

④ 駐車場の経営

公社所有地を活用して駐車場を経営した。

- (2) 調査・システム管理等業務
 - ① 水道管橋塗装の更新工事の監理 水管橋の塗装の劣化状況等を調査し、塗装更新が必要な水管橋について設計及 び工事監理を行った。
 - ② 水道施設の防草対策工事 水道施設における防草シートの敷設、舗装やコンクリート張り等の防草対策工 事の設計及び工事監理を行った。
 - ③ 水道施設建築物の維持補修工事 水道施設内の建築物について外壁改修及び屋上防水工事等の設計及び工事監理 を行った。
 - ④ 第二神明道路送水管の充填工事 第二神明道路下に残置された送水管充填工事について工事監理を行った。
 - ⑤ 防火水槽の設置工事 消防局から防火水槽設置工事を受託し工事監理を行った。
 - ⑥ 学校施設補修工事

教育委員会から市内小中学校の法面対策工事等を受託し、調査、設計及び工事 監理を行った。

⑦ 水道施設維持管理業務

水道局の管理する配水管の漏水調査及び配水池やポンプ場等水道施設の巡回点 検、水栓作業補助を行った。また、これらの業務の民間事業者の育成や技術移転 に向けた調査及び検討を行った。

- ⑧ メーター管理及び給配水資材等管理 水道メーターの在庫管理、検査等業務及び給配水資材の在庫管理等に関する事 務を行った。
- ⑨ 管路情報管理システムデータ更新業務 水道局の管路情報管理システムにおいて、給水管等の維持管理に必要な各種データの追加、修正を行った。
- ⑩ 給水設計台帳システム管理業務 給水設計書や各種承諾書の情報の給水設計台帳システムへの入力及び登録を行った。
- ① 給・配水管路情報データ提供業務 管路の埋設状況を示す電子データを「神戸市水道Web閲覧システム」により提供し運用・保守管理等を行った。
- ② 工業用水道に関する業務 工業用水道のユーザーからの問い合わせ対応、請求補助事務等のほか、メーター の調査及び更新作業の監理を行った。
- ③ 指定給水装置工事事業者に関する業務 水道法に基づく更新業務のほか、日本水道協会兵庫県支部から受託し、講習会 を兵庫県下事業体合同で実施した。
- ④ 日本水道協会兵庫県支部事務局事務日本水道協会兵庫県支部から事務局業務の一部を受託し、円滑な運営を支援した。
- ⑤ 兵庫県内水道事業ワンストップ相談窓口の運営支援 兵庫県内の水道事業を支援するため、「兵庫県内水道事業ワンストップ相談窓口」 の受付窓口となった。
- 16 他都市支援業務

播磨町においてデザイン・ビルド(設計・施工一括発注方式)による管路更新事業の発注支援及びモニタリング支援を実施したほか、今後も継続的かつ長期的に技術支援を行うため、水道事業に関する包括的な技術支援協定を締結した。また、太子町及び姫路市から水道事業の技術的支援業務を受託した。

- ① 人材派遣業務
 - 人材不足や技術力不足に直面している水道事業体等のニーズに応じて、浄水場 管理業務等に人材を派遣した。
- ® 水インフラ整備に関する国際貢献 独立行政法人国際協力機構(JICA)から課題別研修業務を受託し、水道局と 連携して都市上水道の浄水・水質に関する研修を実施した。また、海外展開を志

向する地元企業に対して技術的な指導や助言などの支援を行った。

(3) 管工事事業

- ① 鵯越墓園インフラ再整備工事 健康局から鵯越墓園内の高架水槽更新工事を受託し、工事監理を行った。
- ② 明石市連絡管整備工事 明石市上下水道局が阪神水道企業団から新規に受水するために施工する水道管 整備工事の工事監理を受託した。

2. 事業別収支計算書

(令和6年4月1日~令和7年3月31日)

収益の言	羽	費用の言	羽
事業	金額	事業	金額
経常収益の部	893,796,538	経常費用の部	879,580,420
施設管理事業	41,618,628	施設管理事業	35,224,715
調査・システム管理等事業	705,717,786	調査・システム管理等事業	653,119,306
管 工 事 事 業	145,325,000	管 工 事 事 業	135,127,718
管 理 費	1,135,124	管 理 費	56,108,681
経常外収益の部	0	経常外費用の部	0
合 計	893,796,538	合 計	879,580,420
※神戸市からの収入		税引前当期一般正味財産増減額	14,216,118
(1) 補助金 一千円		法人税、住民税及び事業税	122,000
(2) 委託料 826,977千円		当期一般正味財産増減額	14,094,118

3. 正味財產增減計算書

(令和6年4月1日~令和7年3月31日)

			(単位:円)
科目	当年度	前年度	増減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1)経常収益	893,796,538	571,942,413	321,854,125
事業収益	892,661,414	571,219,807	321,441,607
期間満了メーター取替事業収益	0	58,999,000	△ 58,999,000
施設管理事業収益	41,618,628	37,006,323	4,612,305
調査・システム管理等事業収益	705,717,786	398,340,484	307,377,302
管工事事業収益	145,325,000	76,874,000	68,451,000
雑収益	1,135,124	722,606	412,518
受取利息	2,756	488	2,268
雑収入	1,132,368	722,118	410,250
(2)経常費用	879,580,420	553,287,884	326,292,536
事業費	823,471,739	502,517,294	320,954,445
管理費	56,108,681	50,770,590	5,338,091
当期経常増減額	14,216,118	18,654,529	△ 4,438,411
2. 経常外増減の部			
(1)経常外収益	0	0	0
(2)経常外費用	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
税引前当期一般正味財産増減額	14,216,118	18,654,529	△ 4,438,411
法人税、住民税及び事業税	122,000	122,000	0
当期一般正味財産増減額	14,094,118	18,532,529	△ 4,438,411
一般正味財産期首残高	278,914,100	260,381,571	18,532,529
一般正味財産期末残高	293,008,218	278,914,100	14,094,118
Ⅱ 正味財産期末残高	293,008,218	278,914,100	14,094,118

4. 貸借対照表

(令和7年3月31日現在)

科目	当年度	前年度	(単位:円) 増減	
I 資産の部	ヨナル	ni T/X	711794	
1. 流動資産				
現金預金	245,825,712	219,057,725	26,767,987	
未収金	294,867,159	214,977,859	79,889,300	
リース資産	154,800	2,012,200	△ 1,857,400	
前払金	938,325	91,650,540	\triangle 90,712,215	
流動資産合計	541,785,996	527,698,324	14,087,672	
2. 固定資産	311,133,000	321,000,021	11,001,012	
基本財産				
預金	3,000,000	3,000,000	0	
基本財産合計	3,000,000	3,000,000	0	
その他固定資産	2,111,111			
構築物	8,545,000	8,545,000	0	
工具器具備品	12,388,648	12,887,398	△ 498,750	
減価償却累計額	△19,336,229	△18,845,989	△ 490,240	
土地	10,719,000	10,719,000	0	
	1,862,160	1,862,160	0	
長期性預金	7,000,000	7,000,000	0	
その他固定資産合計	21,178,579	22,167,569	△ 988,990	
固定資産合計	24,178,579	25,167,569	△ 988,990	
資産合計	565,964,575	552,865,893	13,098,682	
Ⅱ 負債の部				
1. 流動負債				
未払金	192,922,769	158,932,403	33,990,366	
未払費用	2,695,575	1,950,316	745,259	
未払法人税等	122,000	122,000	0	
前受金	195,580	41,081,700	△ 40,886,120	
預り金	718,696	2,401,461	$\triangle 1,682,765$	
賞与引当金	8,484,176	6,855,223	1,628,953	
リース債務	154,800	2,012,200	△ 1,857,400	
流動負債合計	205,293,596	213,355,303	△ 8,061,707	
2. 固定負債				
預り保証金	524,580	591,990	△ 67,410	
退職給付引当金	67,138,181	60,004,500	7,133,681	
固定負債合計	67,662,761	60,596,490	7,066,271	
負債合計	272,956,357	273,951,793	△ 995,436	
Ⅲ 正味財産の部				
1. 一般正味財産				
一般正味財産	293,008,218	278,914,100	14,094,118	
正味財産合計	293,008,218	278,914,100	14,094,118	
負債及び正味財産合計	565,964,575	552,865,893	13,098,682	

- (注)1. 固定資産の減価償却の方法について
 - (1)建物、構築物 定額法による。
 - (2)機械装置、工具器具備品 定率法による。
 - 2. 引当金の計上基準等について
 - (1)賞与引当金 職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に帰属する額を計上している。
 - (2)退職給付引当金 職員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務の見込額に基づき、 当期末に発生していると認められる額を計上している。

5. 財 産 目 録 (令和7年3月31日現在)

科目	金額	科目	(単位:円 <u>)</u> 金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産		流動負債	
現金預金		未払金	
小口現金、釣銭用現金	320,945	職員手当、工事未払金等	182,632,869
普通預金、大口定期預金	245,504,767	消費税精算確定額	10,289,900
未収金		未払費用	
水道局受託料	188,244,216	電気料金、ガス料金、電話料金等	2,695,575
その他の受託料	106,622,943	未払法人税等	
リース資産		法人市民税等	122,000
車両	154,800	前受金	
前払金		駐車場使用料	195,580
労働災害総合保険等	938,325	預り金	
		源泉所得税及び社会保険料等	718,696
流動資産合計	541,785,996	賞与引当金	
		正規職員、常勤嘱託職員	8,484,176
		リース債務	
		車両	154,800
固定資産		流動負債合計	205,293,596
基本財産			
預金			
預金	3,000,000		
基本財産合計	3,000,000	固定負債	
その他固定資産		預り保証金	
構築物		駐車場保証金	524,580
駐車場	8,545,000	退職給付引当金	
什器備品		退職給付引当金	67,138,181
漏水探知機他	12,388,648	固定負債合計	67,662,761
減価償却累計額	△19,336,229		
土地			
西区美穂が丘(駐車場用地)	10,719,000		
電話加入権			
電話加入権	1,862,160		
長期性預金			
長期金利連動型変動金利定期預金	7,000,000		
その他固定資産合計	21,178,579		
固定資産合計	24,178,579	負債合計	272,956,357
資 産 合 計	565,964,575	正味財産	293,008,218

6. 収入明細書

(令和6年4月1日~令和7年3月31日)

(単位:円)

	科 目	収 入	内 訳				
	村 目	以 八	事業収入 受託収入		補助金収入	その他収入	
	経常収益	893,796,538	66,819,847	826,976,691	0	0	
1	事業収益	892,661,414	65,684,723	826,976,691	0	0	
	施設管理事業収益	41,618,628	17,541,628	24,077,000	0	0	
	調査・システム管理等事業収益	705,717,786	37,435,095	668,282,691	0	0	
	管工事事業収益	145,325,000	10,708,000	134,617,000	0	0	
7	雑収益	1,135,124	1,135,124	0	0	0	
	経常外収益	0	0	0	0	0	
	合 計	893,796,538	66,819,847	826,976,691	0	0	

7. 支 出 明 細 書

(令和6年4月1日~令和7年3月31日)

	۲4 D	支出	内 訳				
	科目	支 出	人件費 物件費 工事費		工事費	減価償却費	その他
	経常費用	879,580,420	246,704,963	162,870,015	467,157,545	2,846,388	1,509
	事業費	823,471,739	203,173,817	151,282,977	467,157,545	1,857,400	0
	施設管理事業	35,224,715	25,570,950	8,861,465	0	792,300	0
	調査・システム管理等事業	653,119,306	168,402,061	139,269,000	344,385,545	1,062,700	0
	管工事事業	135,127,718	9,200,806	3,152,512	122,772,000	2,400	0
	管理費	56,108,681	43,531,146	11,587,038	0	988,988	1,509
L	経常外費用	0	0	0	0	0	0
	合 計	879,580,420	246,704,963	162,870,015	467,157,545	2,846,388	1,509

8. 財 務 状 況

					1		(単位:十円)
				令和4年度	令和5年度	令和6年度	5 → 6増減
		当期	経常増減額	8, 818	18, 655	14, 216	▲ 4,439
		Á	圣常収益	580, 540	571, 943	893, 796	321, 853
			うち公益	0	0	0	(
			うち公益以外	580, 540	571, 943	893, 796	321, 853
		ń	圣常費用	571, 722	553, 288	879, 580	326, 292
			うち事業費 (公益)	7, 557	7, 511	7, 847	336
	般正		うち事業費 (公益以外)	506, 330	495, 006	815, 625	320, 619
	味		うち管理費(公益)	0	0	0	(
	財産		うち管理費 (公益以外)	57, 835	50, 771	56, 108	5, 337
	増	Ī	平価損益等	0	0	0	C
正	減の	当期	経常外増減額	0	0	0	0
味財	部	Á	圣常外収益	0	0	0	0
産		Á	圣常外費用	0	0	0	0
増減		法人税、住民税及び事業税		122	122	122	0
計		当期一般正味財産増減額		8, 697	18, 533	14, 094	▲ 4, 439
算書		一般正味財産期首残高		251, 684	260, 381	278, 914	18, 533
		一般正味財産期末残高		260, 381	278, 914	293, 008	14, 094
	指定正味財	当期指定正味財産増減額		0	0	0	0
		1	肯定正味財産増加額	0	0	0	0
		1	肯定正味財産減少額	0	0	0	0
			うち一般正味財産への振替額	0	0	0	0
	財産	指定正味財産期首残高		0	0	0	0
		指定	正味財産期末残高	0	0	0	0
	正味財産期首残高		251, 684	260, 381	278, 914	18, 533	
	当期正味財産増減			8, 697	18, 533	14, 094	▲ 4, 439
	正味財産期末残高			260, 381	278, 914	293, 008	14, 094
		合計		433, 176	552, 866	565, 965	13, 099
		流動資産		409, 655	527, 698	541, 786	14, 088
貸		固定	資産	23, 521	25, 168	24, 179	▲ 989
借			うち建物	0	0	0	0
対昭	負債	合計		172, 795	273, 951	272, 957	▲ 994
照表		流動	負債	114, 397	213, 355	205, 294	▲ 8,061
В			うち短期借入金	0	0	0	0
/		固定	負債	58, 398	60, 596	67, 663	7, 067
$\overset{\text{S}}{\circ}$			うち長期借入金	0	0	0	C
	正味	財産	合計	260, 381	278, 914	293, 008	14, 094
		指定	正味財産	0	0	0	0
		一般	正味財産	260, 381	278, 914	293, 008	14, 094

V 令和7年度事業計画

1. 事業計画

令和7年度は、配水管取替工事の一部を受託するとともに、水道局が民間移転を 進めている業務に関して民間事業者の育成や技術移転を推進することで、神戸市水 道事業の効率的な運営に資する役割を担っていく。

(1) 施設管理事業

- ① 水道施設用地の草刈・植栽の剪定業務の監理水道施設用地の草刈及び樹木の剪定業務の調整及び工事監理を行う。
- ② 淡路送水管の維持管理業務 淡路広域水道企業団から明石海峡大橋添架管を含む送水施設の維持管理を受託 する。
- ③ 受水槽の適正管理等 受水槽の適正管理を推進するため、定期検査等の実施のほか、定期検査の重要 性や直結給水化の利点を含めた啓発活動を行う。
- ④ 駐車場の経営公社所有地を活用して駐車場を経営する。

(2) 調査・システム管理等事業

- ① 水管橋塗装更新工事 水管橋の塗装劣化状況等を調査し、塗装更新工事の設計及び工事監理を行う。
- ② 水道施設の防草対策工事 水道施設における防草シートの敷設、舗装やコンクリート張り等の防草対策工 事の設計及び工事監理を行う。
- ③ 水道施設建築物の維持補修工事 水道施設内の建築施設の外壁改修及び屋上防水工事等の設計・工事監理を行う。
- ④ 学校施設補修工事 教育委員会から小学校の法面策工事を受託し、工事監理を行う。
- ⑤ 水道施設維持管理業務 水道局の管理する配水管の漏水調査及び配水池やポンプ場等水道施設の巡回点 検、水栓作業補助を行う。また、これらの業務に関する民間事業者の育成や技術 移転に向けた調査及び検討を行う。
- ⑥ メーター管理及び給配水資材等管理 水道メーターの在庫管理、検査業務及び給配水資材の在庫管理等に関する事務 を行う。
- ⑦ 管路情報管理システムデータ更新業務 水道局の管路情報管理システムにおいて、給水管等の維持管理に必要な給水管 データの追加・修正を行う。

- ⑧ 給水設計台帳システム管理業務 給水設計書や各種承諾書の情報の給水設計台帳システムへの入力及び登録を行う。
- ⑨ 給・配水管路情報データ提供業務 管路の埋設状況を示す電子データを「神戸市水道Web閲覧システム」により提供し運用・保守管理等を行う。
- ① 工業用水道に関する業務工業用水道のユーザーからの問い合わせ対応、請求補助事務等のほか、メーターの調査及び更新作業の監理を行う。
- ① 指定給水装置工事事業者に関する業務 水道法に基づく更新業務のほか、講習会を日本水道協会兵庫県支部から受託し、 兵庫県下事業体合同で開催する。
- ② 日本水道協会兵庫県支部事務局事務 日本水道協会兵庫県支部から事務局業務の一部を受託し、円滑な運営を支援する。
- ③ 兵庫県内水道事業ワンストップ相談窓口の運営支援 兵庫県内の水道事業を支援するため兵庫県と神戸市水道局が開設している「兵 庫県内水道事業ワンストップ相談窓口」において、受付窓口業務を行う。
- ④ 他都市支援業務 播磨町から工事監理補助業務のほか、支援要請のある水道事業体の技術支援を 行う。
- ⑤ 人材派遣業務 人材不足や技術力不足に直面している水道事業体等のニーズに応じて、浄水場 管理業務等に人材を派遣する。
- ⑩ 水インフラ整備に関する国際貢献 独立行政法人国際協力機構(JICA)から課題別研修業務を受託し、水道局と 連携して都市上水道の浄水・水質に関する研修を行う。また、海外展開を志向す る地元企業に対して技術的な指導や助言などの支援を行う。

(3) 管工事事業

① 配水管取替工事

水道局の配水管の更新延長を推進するため、老朽化した配水管の取替工事の設計及び工事監理を行う。

② 明石市連絡管整備工事 明石市上下水道局が阪神水道企業団から受水するために施工する水道管整備の 工事監理を受託する。

2. 経営改善の取組み状況

一般財団法人神戸市水道サービス公社は、昭和 40 年に、神戸市の全額出捐により設立された。

設立当初より管工事を事業の中心としてきたが、昭和 60 年の市民皆水道の達成以降は、水道メーターの検針・未納料金徴収業務・メーター取替業務の管理的業務に重点を移してきた。その後、これらの業務について、民間での受託体制が整ったため、順次、競争性が導入され民間事業者による受託へと移行していった。

一方で、施設の更新需要の増大や技術者不足による広域連携の要請などの新たなニーズに対応するため、水道局や周辺の水道事業体の工事監理(設計・積算・監督)業務に着手し、公社の核となる事業を管理的業務から技術的業務へシフトさせるなど事業構造の変革に主体的に取り組んできた。

更に、神戸市から公社に対して示された中長期的ミッション「水道局からの新たな業務受託を通じ、民間事業者の育成と技術移転を推進」及び「水道事業の効率化と広域連携を通じた水道技術の継承」を受けて、「経営改革プラン」を作成するとともに中期経営計画 2027 (令和 6 年度~令和 9 年度) の策定を行なった。

今後も引き続き神戸市水道局の諸課題に対応し、補完することが公社の役割(=パートナー)であるという考えのもと、経営の自立と継続的安定化を図るため、「経営改革プラン」等に掲げた技術的業務を担う人材の育成・確保に取り組み、他都市等からの業務受託の拡大を図るとともに、効率的な執行体制の構築などの経営改善に取り組んでいく。

また、神戸市水道局からの業務受託を通して民間事業者の育成と技術の移転を推進するなど、神戸市水道事業の効率的な運営を補完する役割を図っていく。

「令和7年度の取組み]

- (1) 自主経営を実現し安定した黒字経営の確立
 - ・他都市、他部局等からの受託事業についてニーズ把握に努め継続的な安定受託を 図る
 - ・公社経営や業務受託に有用な資格取得を奨励し、固有職員のスキルアップを図り 人材育成を強化する
 - ・局との技術職員の人事交流を行い固有職員の技術力の継承、向上につなげる
 - インターンシップの受入を行う
- (2) 水道事業の効率化と民間事業者の育成と技術移転の推進
 - ・配水管取替工事、水管橋塗装更新工事など局の事業を補完するための受託事業の 拡大
 - ・水道施設維持管理業務について局と連携して民間事業者への移行を図る

3. 事業別収支予算書

(令和7年4月1日~令和8年3月31日)

収益の背	形	費用の音	-K
事業	金 額	事業	金額
経常収益の部	603,418	経常費用の部	603,296
施設管理事業	41,509	施設管理事業	30,875
調査・システム管理等事業	539,972	調査・システム管理等事業	469,625
管 工 事 事 業	21,535	管 工 事 事 業	32,073
管理費	402	管 理 費	70723
経常外収益の部	0	経常外費用の部	0
合 計	603,418	合 計	603,296
※神戸市からの収入		税引前当期一般正味財産増減額	122
(1)補助金 一千円		法人税、住民税及び事業税	122
(2)委託料 539,244千円		当期一般正味財産増減額	0

4. 予定正味財産増減計算書

(令和7年4月1日~令和8年3月31日)

科目	当年度	前年度	増減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1)経常収益	603,418	906,874	△ 303,456
事業収益	603,016	906,472	△ 303,456
施設管理事業収益	41,509	39,885	1,624
調査・システム管理等事業収益	539,972	691,661	△ 151,689
管工事事業収益	21,535	174,926	△ 153,391
雑収益	402	402	0
受取利息	100	100	0
雑収入	302	302	0
(2)経常費用	603,296	906,752	\triangle 303,456
事業費	532,573	841,213	△ 308,640
管理費	70,723	65,539	5,184
当期経常増減額	122	122	0
2. 経常外増減の部			
(1)経常外収益	0	0	0
(2)経常外費用	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
税引前当期一般正味財産増減額	122	122	0
法人税、住民税及び事業税	122	122	0
当期一般正味財産増減額	0	0	0
一般正味財産期首残高	293,008	278,914	14,094
一般正味財産期末残高	293,008	278,914	14,094
Ⅱ 正味財産期末残高	293,008	278,914	14,094

5. 予定貸借対照表 (令和8年3月31日現在)

		(単位:千円)	
科目	当年度	前年度	増減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	316,995	193,296	123,699
未収金	214,978	265,062	△50,084
前払金	223,928	767	223,161
リース資産	6,495	1,740	4,755
流動資産合計	762,396	460,865	301,531
2. 固定資産	, , , , , ,		
基本財産			
預金	3,000	3,000	
基本財産合計	3,000	3,000	
その他固定資産	,	,	
構築物	8,545	8,545	
工具器具備品	12,887	12,005	882
減価償却累計額	$\triangle 20,371$	$\triangle 18,797$	$\triangle 1,574$
土地	10,719	10,719	
電話加入権	1,862	1,862	
長期性預金	7,000	7,000	
その他固定資産合計	20,642	21,334	△692
固定資産合計	23,642	24,334	<u></u> △692
資産合計	786,038	485,199	300,839
Ⅱ 負債の部	,	,	,
1. 流動負債			
未払金	170,926	128,504	42,422
未払費用	1,950	1,831	119
未払法人税等	122	122	
前受金	227,730	276	227,454
預り金	3,189	673	2,516
賞与引当金	8,946	5,900	3,046
リース債務	6,495	1,740	4,755
流動負債計	419,358	139,046	280,312
2. 固定負債	·	·	·
預り保証金	592	568	24
退職給付引当金	73,080	66,671	6,409
固定負債計	73,672	67,239	6,433
負債合計	493,030	206,285	286,745
Ⅲ 正味財産の部	,	,	,
1. 一般正味財産			
一般正味財産	293,008	278,914	14,094
(うち基本財産への充当額)	,	,	,
(うち特定資産への充当額)			
正味財産合計	293,008	278,914	14,094
負債及び正味財産合計	786,038	485,199	300,839

6. 予定収入明細書

(令和7年4月1日~令和8年3月31日)

(単位:千円)

_						(1 1 1 1
	科目	収 入	内 訳			
	科目	収 八	事業収入	受託収入	補助金収入	その他収入 402 0
	経常収益	603,418	63,772	539,244	0	402
	事業収益	603,016	63,772	539,244	0	0
	施設管理事業収益	41,509	15,400	26,109	0	0
	調査・システム管理等事業収益	539,972	40,662	499,310	0	0
	管工事事業収益	21,535	7,710	13,825	0	0
	雑収益	402	0	0	0	402
	経常外収益	0	0	0	0	0
	合 計	603,418	63,772	539,244	0	402

7. 予定支出明細書

(令和7年4月1日~令和8年3月31日)

							十四.111
科目		支出	内 訳				
		支 出	人件費	物件費	工事費	減価償却費	その他
	経常費用	603,296	257,848	156,201	183,611	5,336	300
	事業費	532,573	204,211	139,945	183,611	4,806	0
	施設管理事業	30,875	22,655	6,862	0	1,358	0
	調査・システム管理等事業	469,625	156,542	126,288	183,611	3,184	0
	管工事事業	32,073	25,014	6,795	0	264	0
	管理費	70,723	53,637	16,256	0	530	300
	経常外費用	0	0	0	0	0	0
	合 計	603,296	257,848	156,201	183,611	5,336	300